

7-1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物※17の所有者に対し、耐震診断を実施し、その結果に応じて耐震改修を行う努力義務を定めており、所管行政庁（札幌市）は、当該建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する必要な指導及び助言等を行うことができます。

本市では、既存耐震不適格建築物それぞれの耐震性能や改修の必要性・緊急性に応じて指導等を実施するとともに、第6章の各種支援に関する情報提供等を行い、既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性の向上を図ります。

7-2 建築基準法に基づく勧告等の実施

建築基準法では、所定の規模及び用途の建築物で、その構造等について現行の法令の適用を受けていないもの（既存不適格建築物）について、特定行政庁（札幌市）は、その所有者等に対し、損傷、腐食等の劣化の進行をそのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合の、保安上又は衛生上必要な措置の勧告や、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合の命令を行うことができるとされています。

本市では、建築物の損傷、腐食その他の劣化の進行状況を勘案して、必要な勧告等を行うとともに、第6章の各種支援に関する情報提供等を行い、既存不適格建築物の安全性の確保に努めます。

【※17 既存耐震不適格建築物】地震に対する安全性に係る耐震関係規定に適合しない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

計画の目的等

1

過去の地震による
被害

2

第2次計画の
取組と課題

3

建築物の耐震化の
状況と目標

4

耐震化に向けた
取組方針

5

耐震化を促進するため
の施策

6

法に基づく指導等に
関する事項

7